

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第六編 使用者の労働対策

第五章 社会保障制度対策

一 労災保険 労災保険財政の赤字を解消するため労働省によってとり上げられたメリット制は、経営者の保険料負担に相当の変動を来すので、日経連は年末に左のごとき意見書を労働大臣、次官、労働基準局長、等の関係当局に具申した。

労災保険運営に関する建議(五〇・一・二・一九送達)

要旨 労災保険の財政的危機は、経済の不安による経営難から災害の増加と保険料納入の不良とに直接関連があるとはいえ、労災補償が無過失賠償責任の原則に立つ限り、保険給付費はあげて使用者の保険料にシフ寄せされる労災保険の建前であるから、財政危機に対応するため保険料のメリット制の必要を否定するのではないが、そこには労災保険の収支を賄う政府の責任体制は必ずしも明確ではなく、メリット制よりも自家保険を適当とする実情にあるので、メリット制採用の前に左の如き諸点について保険運営の合理化を計ることが緊急課題である。

- (1)現行の業種別保険料率における等級区分の精密化、専門化を図ること。
- (2)右の是正に当っては適切な資料を整備し民主的方法により行うこと。
- (3)災害の業務上又は業務外の認定を厳正迅速に行うこと。
- (4)濫診濫療の防止と療養給付の合理化を図ること。
- (5)保険料の徴集と給付についての手続を改善すること。
- (6)災害発生率の低い業種は任意適用とすること。
- (7)保険財政の収支責任を明らかにし運営の合理化方策をたて世論の納得を得ること。
- (8)労災保険事務費の国庫負担の早急実施。
- (9)安全衛生教育の強力推進と普及徹底を期すること。

労災保険メリット制については、その後日経連と労働省の間に接しうが行われた結果、最終案がきまって新年度から実施に移されたので、日経連では四月末ふたたび関係当局に左のごとき建議を行い、「経営者の異議」を認めること、などを要望した。

労災保険に関する建議(五一・四・二四決定)

日本経営者団体連盟はさきに発表せる「労災保険の運営に関する意見」において労災保険を円滑に運営するためには、主として経営者の意向を尊重し、その要望を率直に労災保険行政の末端にまで浸透せしめる必要がある事を表明し、機会ある毎にその主張を力説して来た。然しながらその後の実施成績によってみるに、労災保険の運営に於ける当局の努力には未だしの点があることは否定できない。労災保険財政の急迫を緩和し、収支の均衡を恢復するためには保険料におけるメリット制の実施、業種別保険料率の是正等は勿論基本的事項ではあるが、われわれ経営者はさきの要望を不断に日常の行政に反映せしめることが終局的にして恒久的な解決の方途であると信ずるので、画期的なメリット制実施の新保険年度に当り、重ねてさきの要望を反復強調すると同時に、その政策確保の具体策として早急に左の如き方策を実施する必要があると考える。

- (1)メリット制の実施は事業を主として不断に自己の企業における労災保険の収支状

況を分明ならしめる必要を増加したるを以て、政府はメリット制適用企業に対し労災保険の給付状況を速かに知得せしめる方法を講ずること、例えば支給に関する通知書、指定病院より監督署に提出する請求書の写しは、すべて関係事業主及び関係経営者団体に送付すること。

(2) 事業主はメリット制の実施によって保険給付に直接の利害関係を生じたるを以て、「保険給付に関する決定に異議のある」場合は事業主よりも法第三五条の審査の請求及び訴訟をなし得るものなることを明定すること。

(3) 現在の労災保険療養の慣行料金制を改め、療養及び療養費に一定の合理的標準を設け、要すれば濫診濫療を防止するための適当なる審査機関を地方毎に設置すること。

(4) 労災保険の運用状況特に経理内容につき現在の労災保険審議会とは別個に新たに有力な監査機関を中央及び地方に設けること。

(5) 保険金支払事務の迅速的確を期し、特に事業主が立替払した保険金と納入すべき保険料との相殺を認めること。

(6) 業種別保険料率表の業種分類を再検討し、特に化学工業、機械器具製造業、金属製錬業等の如き比較的包括的業種分類は事業の実態により細分して、それぞれ独立の料率を適用すること。

二 健康保険 健康保険の診療報酬点数単価の大幅引上げを日本医師会が提案したのに対し、日経連は、事業者負担はすでに限界に達しているとしてこれに強く反対した。

健保単価引上反対の建議(五一・一〇・一八決定)

最近、日本医師会は健康保険の診療報酬点数単価が昭和二三年八月の引上以来据置かれたままであるに拘らず、官吏の給与ベースは当時と比べ約二倍半になろうとしていることを唯一の論拠として、一八円四〇銭と一挙に甲地区七円四〇銭、乙地区八円四〇銭の引上を企図していると伝えられるが、周知の如く当面健康保険財政は逼迫を告げ、単価引上の余地の全然ないことは衆目の一致するところである。この際保険財政の窮迫を無視して、右の引上げを強行するならば、その結果は現在負担の限界点にある事業主および被保険者に必然的に転嫁せられ、一般的にはさなきだに被保険者の重荷となっている保険料負担の増大を齎すことは必至といわなければならない。

医師会で算出している数字的根拠には、医師の診療費に占める人件費の割合を不当に重視し、他方保険診療患者の激増の事業を無視している等多くの疑問があるが、保険診療に従事する保険医の診療に当っても保険財政改善のために採るべき手段が尽されていないこともまた事実である。

厚生省は明年度の予算編成に当って、さきに健康保険給付費の二割国庫負担を実現せしめると約束したが、この国庫負担の増額は主として事業主および被保険者の負担軽減に向けられるべきであって事業主および被保険者負担の増大を結果する引上に対しては経営者としてこれに反対せざるを得ない。

保険医ストについての意見(五一・一一・二九、日経連タイムス主張)

健康保険が勤労者の保健対策に占める地位は今日何人も否定することが出来ない。会社の重役から勤労者に至るまで人として不断に免れることが出来ない傷病の危機を深く考慮することなく、兎にも角にも毎日の生産にいそしむことが出来るのは通勤服の胸のポケットに定期券と組合せて、しのばせた健康保険証の有難みを身に泌みて忘れることが出来ないからである。我々生産人は健康が大切だからこそ保険診療が差別診

療と同意語とされ保険医の窓口に保険証を差し出すときに味った数年前のあの卑屈感と恥辱感もう絶対に二度と繰返したくない。労働組合の諸君が社会保険の強化を叫び、経営者が経理上最大限の犠牲を払ってまで、その育成に協力して来たのも国家施策としての健康保険の意義と役割を誰よりも深く知っているからである。

勿論診療担当者といえども社会保険の鼎を支える足の一としてその使命感にいささかの弛緩があつていい筈のものではない。この意味において社会保険診療報酬一点単価の引上問題は宣伝に惑わされない冷静な判断と厳格な数字的検討を必要とするとはいうまでもないが、最近この問題に関連して経営者ならびに被保険者の注意を喚起し大方世論警鐘をを乱打すべき事態のあることをわれわれは遺憾とせざるを得ない。

その一は北海道、山梨、千葉、栃木、広島、群馬の諸県及都内の二、三の地区に見られる「保険医スト」或は「保険医総辞退」の動きである。経営者は保険診療費の問題と真剣に、科学的に取組むことを望んでいればこそ社会保険医療協議会という公的機関で堂々と斗わされる保険者、被保健者と医師会の主張の動きを深甚な関心を以て見守っているのである。その数字的検討の最中に明らかに結論を牽制するためと見られる争議行爲を、この際良識あるべき保険医がとることは数字的検討に自信のない保険医側の脅喝的行爲と断じられても弁解の余地があるまい。全保険医が結束して現実に総辞退届を出したという山梨県の動きが真実な報道であるならば、傷病者が文字通り見殺しのまま放置されるという事実が一カ月の後に迫ったということを世論は黙視することが出来るであろうか。こと外ならぬ国民の健康と人道の問題であつてあり得べき個々の保険医の辞退のみを予想した区々たる健康保険法の規定をはるかに超えている。保険医に対する世論の糾弾を俟つまでもなく、法と道徳以前の問題に止むなく権力を発動して、医師会の反省を促す破目にまで追いつめられていないことを今から衷心希求せざるを得ない。診療報酬の問題は我田引水でない科学的検討を我々は主張する。保険医の諸君はこの際軽挙盲動することなく冷静に世論の趨くところに順応するという謙虚な態度こそ望んでやまない。

その二は過日ラジオで放送された参議院予算委員会における橋本厚生大臣の発言に我々は深刻な危惧を感ずる。単価の問題について大臣は現在の単価は低すぎるから、ある程度引上げなければならぬと述べているが、単価は外ならぬ厚生大臣の諮問機関である協議会で骨を削る思いで数字に取りくんでいる半年越の検討事項である。幹事間でも概ね否定的大勢にある医師会の主張を答申を俟たずに軽卒に支持することはデリケートな段階にある問題の経過からしても、甚だ奇怪なことであり、経営者の断然容認し能わぬところである。

日経連はさきに経営者及び被保険者の保険料負担は限界にあり医師側の主張の理由なきことを建議したが、かりに大臣が約束を最少限度に実現して単価を一円上げた場合、診療費増加見込額は年間政府管掌健康保険で十四億、組管掌で九億、共済組合で五億六千万、国民健康保険で十五億四千万、医療扶助で約十億円船員保険を加えた増加額合計五十四億五千万円の巨額にのぼることは所管局長の説明を聴取して簡単に知り得る筈である。

今春保険料率は今後絶対上げないとの経営者への約束の政治的責任はまだ解消していない。我々は全経営者と七百万被保険者の名において厚生大臣に慎重なる言動を

期待する権利があると考える。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
